

# 第7期八雲町障害福祉計画および 第3期八雲町障害児福祉計画の策定について

令和5年8月  
保健福祉課

## I 障害福祉計画および障害児福祉計画について

---

### 1 両計画の趣旨

- ・ 障害福祉計画は障害者総合支援法、障害児福祉計画は児童福祉法において市町村が策定することが義務付けられています。
- ・ 令和3年3月に策定した第6期八雲町障害福祉計画および第2期八雲町障害児福祉計画の計画期間は令和3年度から令和5年度までとしております。次期計画は令和6年度から令和8年度の3年間を計画期間とし、令和6年3月に策定することを予定しております。
- ・ 計画策定の目的は「障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、サービスや支援の体制を整備する方針を定める」こととしております。
- ・ 令和5年5月に国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき策定します。

## II 障害福祉計画に盛り込む内容

---

計画に盛り込むべき目標等は基本指針に示されておりますが、具体的には次のとおりです。

### 1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・ 福祉施設に入所している障がい者のうち、令和8年度末における地域生活に移行する人数の目標値を設定する

#### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 保健・医療・福祉関係者が連携して取り組む
- ・ 精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障害者の地域移行や定着が可能となるため、そのための活動指標を明確にする

### **(3) 地域生活支援の充実**

- ・障害者の地域生活への移行および地域生活支援を充実させるため、令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点を整備する（努力義務）
- ・地域生活支援拠点の機能の充実のため、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める

### **(4) 福祉施設から一般就労への移行等**

- ・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する

### **(5) 相談支援体制の充実・強化等**

- ・令和8年度末までに、各市町村において基幹相談支援センターを設置する（努力義務）
- ・基幹相談支援センターが相談支援体制の強化を図る体制を確保する

## **2 障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及び確保の方策**

- ・令和6年度から令和8年度までの各年度における種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込み及び確保の方策を定める

## **3 地域生活支援事業の実施に関する事項**

- ・令和6年度から令和8年度までの実施する事業の内容、各年度における種類ごとの見込み量と、その見込みに対応するための提供体制の確保方策を定める

## **Ⅲ 障害児福祉計画に盛り込む内容**

計画に盛り込むべき目標等は基本指針に示されておりますが、具体的には次のとおりです。

### **1 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（障害児支援の提供体制の整備等）**

#### **(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進**

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。地域の実情により児童発達支援センターを未配置の市町村においては、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備する

- ・令和8年度末までに全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する

**(2) 主に重症心身障害児を支援する通所事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保**

- ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保（市町村単独での確保が困難な場合は、圏域で確保）する

**(3) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置**

- ・令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する

**2 通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及び確保の方策**

- ・令和6年度から令和8年度までの各年度における種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込み及び確保の方策を定める

**Ⅲ 両計画の共通部分**

**1 関連する他の計画**

- ・ 第2期 八雲町総合計画（H30～R9）
- ・ 第4次 八雲町障害者計画（R3～R8）
- ・ 第2期 八雲町子ども・子育て支援事業計画（R2～R6）

**2 策定スケジュール**

|          |                     |
|----------|---------------------|
| 令和5年12月  | 八雲町地域自立支援協議会に計画案を提示 |
| 令和6年1～2月 | パブリックコメントを実施        |
| 令和6年2月   | 八雲町地域自立支援協議会開催      |
| 令和6年3月末  | 計画確定                |